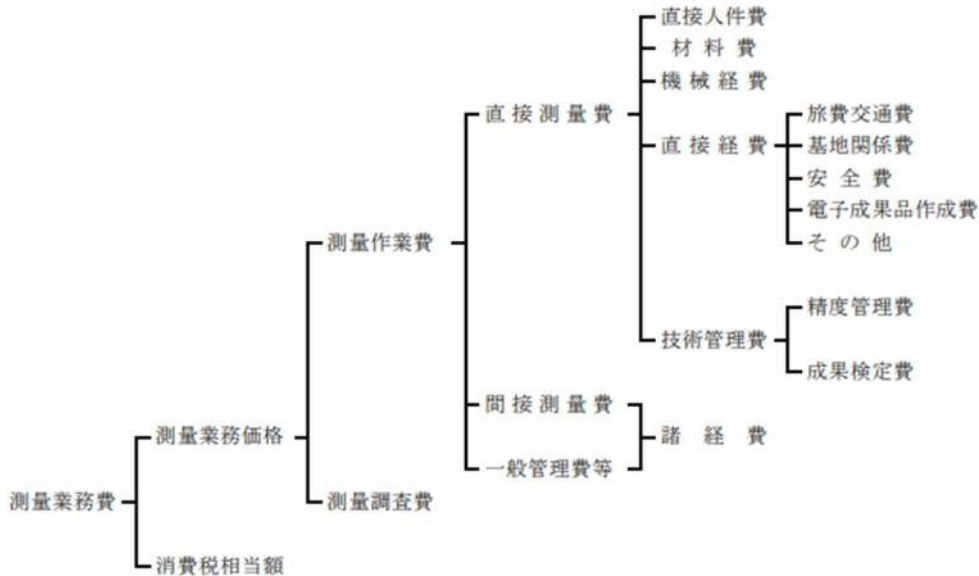


5. 構成

5.1 業務の構成



5.2 直接経費

5.2.1 旅費交通費

設計及び測量・調査業務等積算資料（令和5年7月香川県土木部）1-3旅費交通費（参1-2-4）に準じる。

5.2.2 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書（令和5年7月香川県土木部）1-7電子成果品作成費（1-1-9）に準じる。

6. その他

河川工作物健全性調査業務にあたっては、下記項目を遵守するものとする。

- (1) 河川工作物健全性調査業務にあたって、必要があれば、以下の資料を貸与する。
 - ①河川等計画調査費 河川橋梁等調査業務
 - ②河川等計画調査費 橋梁等データ整理業務
- (2) 調査職員から業務の途中で資料提出を求められた場合、受託者の責任において速やかに資料を提出しなければならない。
- (3) この業務によって知り得た成果および資料は全て委託者の所有に帰するものであり、受託者は他に漏洩してはならない。
- (4) 本業務を遂行するにあたり、内容の疎漏が発見された場合、受託者の責任によって修正するものとする。この場合にかかる費用は、全額受託者の負担とする。